⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　増加する資本金　　10百万円

②　増加する資本準備金　　0円

2　募集株式の割当の方法

募集株式は、裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。

第６章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権の弁済資金は、主として担保不動産等の売却処分による売得金等による。

更生債権の弁済資金は、資産売却処分による売得金、営業収益金、手持資金及び必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金等をもってこれに充てる。

資金計画の内容は、別表５「弁済資金計画表」記載のとおりである。

第２節　予想超過収益金の使途

予想を上回る営業収益等が生じたときには、更生計画の遂行に必要な費用並びに会社の運営に必要な運転資金及び設備投資金に充当する（さらに余裕があるときならびにその他の事情により繰上弁済が適当と考えられるときは、裁判所の許可を得て、まず共益債権たる退職金債権の繰上弁済に充て、その後更生担保権及び一般更生債権の繰上弁済に充てる。）。

第３節　共益債権とその弁済方法

1　支払済共益債権

更生手続開始決定日から基準日（平成21年２月28日）までに支払った共益債権は、総額1,876,809,767円である（別表11「共益債権支払実績及び未払残高表」）。

2　未払共益債権

平成21年２月28日現在の未払共益債権は総額1,207,295,863円である（別表11「共益債権支払実績及び未払残高表」）。

3　共益債権の弁済方法

前記２の未払共益債権及び平成21年３月１日から更生手続終了までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、必要な場合に裁判所の許可を得て行う借入金等をもって行う。

第７章　少額債権弁済

会社が、会社更生法第47条第５項により裁判所の許可を得て弁済した債権の総額は、5,325,908円である。

第８章　定款変更

会社の定款を、別表12記載のとおり変更する。

第９章　役員選任

第１節　役員の選任

1　次の者を取締役に選任する。

根本　圭司、木村　健二、藤原　洋治

2　次の者を監査役に選任する。

中島　雪枝

3　次の者を代表取締役に選定する。

根本　圭司（千葉県八千代市萱田743番地２）

第２節　任期等

1　任期

上記により選任された役員の任期は、更生計画認可決定日から１年間又は更生計画認可決定日から１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までの、いずれか短い期間とする。

2　役員の変更、補充若しくは増員又は改選

前記の任期内に、役員の変更、補充若しくは増員又は改選の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任又は選定をする。

変更又は補充により選任又は選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員の任期は、他の役員と同一期間とする。

3　役員の報酬等（会社法第361条１項にいう「報酬等」をいう。）は、更生計画認可決定後、会社更生法第72条４項前段の規程による裁判所の決定に基づき、役員がその権限を回復している期間に限り、同法第66条２項の規程により、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。

第10章　その他

会社更生法第167条１項６号及び７号に該当する事項はない。

別表１－１ないし12　省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第９６号

千葉県柏市南逆井４丁目１番19号

再生債務者　市川耕一郎

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再イ）第９８号

千葉県流山市三輪野山２丁目15番地の１

再生債務者　鈴木　英樹

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再イ）第１００号

千葉県野田市清水71番地の２

再生債務者　川村　康夫

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再イ）第１０７５号

東京都江戸川区平井５―34―３―101

再生債務者　菊池　正一

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月30日から平成21年10月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１１５８号

東京都品川区東大井１―14―24―122

再生債務者　二口雄三郎

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月30日から平成21年10月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１１７８号

東京都板橋区清水町22―９

再生債務者　野崎　芳幸

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月30日から平成21年10月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１１２号

東京都杉並区和泉１―10―14―206

再生債務者　大西　亮輔

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月30日から平成21年10月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第２４８号

神奈川県藤沢市片瀬山３丁目10番７号　片瀬山テラスＡ

再生債務者　北原　淳史

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月30日から平成21年10月７日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第２３８号

大阪府高槻市上牧町２丁目10番７号

再生債務者　佐々木勝則

1　決定年月日時　平成21年８月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成21年９月16日まで

4　一般異議申述期間　平成21年９月24日から平成21年10月５日まで

大阪地方裁判所第６民事部